

～ 特集 ～

連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2013」

－ 法整備に関する学生のシンポジウム －

国際協力部教官

渡部 吉俊

第1 学生シンポジウムについて

大学生・大学院生を中心とする若者に対し、日本の法整備支援について学ぶ機会を提供し、シンポジウムにおいて研究の成果を発表してもらおうという試みは、2009年度から行われ、今回で5年目を迎えることとなった。その経緯の詳細については、本誌54号13頁以下を御参照いただきたいが、2010年度からは名古屋大学との連携企画となり、その後、慶應義塾大学等も加わって、アジアの法と社会や日本の法整備支援について関心を持つ学生を対象とするイベントとして次第に内容が充実化され、2012年度には、キックオフセミナー、サマースクール及びシンポジウムという3部構成により行われることとなった。

本年度についても、昨年度と同様に3部構成とし、様々な大学の学生らが参加して行われた。まず、イントロダクションとしてのキックオフセミナーが、2013年6月15日（土）に慶應義塾大学において行われ、これに続き、集中講義を通じて秋の発表に向けたインプットを行うためのサマースクールが、同年8月7日（水）から9日（金）までの3日間、名古屋大学において実施された。これらの準備過程を経た上で、学生が自ら研究した成果を発表し、参加者間で討論する場としてのシンポジウム「アジアのための国際協力 in 法分野 2013」が、同年11月16日（土）に、本年度から主催者に加わった早稲田大

学を会場として開催されたものである。

なお、昨年度においても、ポスターや配布資料の作成、あるいは会場の準備や当日の司会進行等を含め、運営の多くの部分が学生自身の手により行われていたが、本年度はより一層、学生たちに企画段階から運営を任せ、研究・発表のテーマについても、自分たちで話し合っ自由に決めてもらうという手法をとった。これは、私の理解するところでは、アジアの法制度という共通の枠組みは設けつつも、様々な国の、様々な問題事項に関心を有する学生に、主体的に自らの関心に従って研究してもらおうという意図に基づくものと考えている。一方で、全くバラバラに調査・研究したのでは、様々な国を横断的に比較することが困難になってしまうこと及び継続性の観点から、研究・発表するテーマと並行して、昨年の学生シンポジウムにおいてまとめた国別基礎情報及び司法アクセスに関する各国の情報について、各学生グループにおいて修正した上、改めて資料として整理が行われている。

第2 本年度のシンポジウムの概要

1 プログラムの構成

本年度の学生シンポジウムのプログラムは、別紙のとおりである。最初に、早稲田大学比較法研究所の棚澤能生教授による開会の挨拶と、名古屋大学法学研究科の中村真咲特任准教授による趣旨説明が行

われた。その後、全部で7つの学生のグループから、1グループ20分程度でそれぞれの研究成果の発表と質疑応答がなされた後、会場の参加者を含めた全体での討論が行われた。その後、主催大学、JICA及び法務総合研究所国際協力部の各担当者による講評が行われ、最後に公益財団法人国際民商事法センターの北野貴晶事務局長による閉会の挨拶が行われた。

学生が作成した発表資料等については、名古屋大学法制国際教育協力研究センター（CALE）のホームページに掲載されているので御参照いただきたい（本誌でも一部掲載している）。なお、テーマの選択及び発表内容については、すべて学生の自由な研究に基づくものであり、法務総合研究所その他の機関の見解を反映したものではないことを念のためお断りしておく。



今回発表を行った学生たち

2 全体討論での議論

各グループからの発表に続いて行われた全体討論では、多くの興味深い論点について積極的な討論が行われた。以下ではその一部につき、全体討論の後に行われた講評者によるコメントと併せて紹介し、今後の参考に供したい。なお、会場の聴衆として参加していたのは、大学生・大学院生、司法修習生（修習予定の者を含む）、社会人（本シンポジウム参加経験者を含む）、大学教員・研究者、元 JICA 長期専門家などの方々である。

¹ (<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>)

(1) データ収集及び実態把握の困難性

ある発表グループから、開発途上国では正確なデータが必ずしも公表されておらず実態を把握するのに苦労したことが指摘され、他の発表グループではデータ収集に当たってどのような工夫をしたかとの質問がなされた。これに対し、政府や NGO など機関によって公表する数字に差異があったため、できる限り数多くのデータを収集し比較したというグループ、論文等の情報のほか留学生に聞いたり NGO を訪問して情報提供を受けたというグループや、国全体では地域差が大きいため地域を限定して分析を行ったグループなどがあった。

いずれのグループも、データ収集・実態把握については苦労しながらも様々に工夫しつつ、あるいは開発途上国の調査における制約条件として留保した上で、研究を進めていったことがうかがわれた。情報のバイアスの可能性についても十分に認識した上で、様々な情報源を比較する姿勢をとっていた。なお、講評者からは、途上国の調査では特に国に合った調査手法をとるべきことや、現地の実務家や研究者と一緒に調査する方法などのアドバイスがあった。

(2) 制度の評価の視点

複数のグループから、それぞれの研究テーマについて統治者側（政府側）の見方と被統治者側（市民側）の見方が分かれており、それぞれに言い分があるように見受けられる場合に、どのように向き合えばよいのか悩んだというコメントがあった。最初は一方の立場からスタートしたが、いろいろ調べていくうちにもう一方の立場に次第に傾斜するようになったとのコメントもあった。これに対し、会場からは、制度の建前ではなく結果で判断すべきという意見や、結果の評価も分かれる場合があるため、一辺倒な意見を持たないことが重要であるという意見などが示された。

各々、理想とする状態を念頭に描きつつも、開発途上国の現実的状況、あるいは(1)で述べたような事情もあいまって、スタンスを決めかねる部分もあったようである。なお、講評者からは、良い政府、悪い政府と一概に言えないのは当然であり、少しでも良くしていくためにどうすべきかを考えてほしいというコメントや、グッド・ガバナンスの構築においては政府の監視役となる市民社会の育成も不可欠であり、法整備支援においても市民社会をいかに巻き込んでいくかという視点が重要であるといったコメントなどがあつた。

(3) テーマ選定理由とその捉え方

会場から、各グループのテーマ選定理由について質問がなされるとともに、当該テーマの捉え方について議論がなされた。例えば、当該テーマはその国固有の問題ではなく、ある程度普遍的なものとして考えられるのかどうかといった点や、問題としている法制度は、結論として国によって制度や取扱いが異なってもよいもの（つまり、多様性が容認され得るもの）なのか、それとも最低限守られるべき領域（いわばミニマム・スタンダード）のものとして捉えるべきなのかといった観点での議論である。

学生たちが各テーマに興味を持ったきっかけは、授業、映画、旅行先での実体験、インターンシップなど様々にあるようであったが、問題の捉え方については、例えば、国籍や児童買春などのように、国や民族に関わらず当然に保障・保護されるべきものがそうになっていないのはおかしいのではないかといった疑問に端を発しつつ、当該問題は開発や国づくり（state building）の文脈においてどのように位置づけられるのかについて考えようという姿勢がいくつかのグループにおいて見られた。あるいは、ベトナムの監督審など、日本には見られない法制度という点で関心を持ったというグループもあった。当初は、法の多様性（legal pluralism）

を尊重すべきとの立場に立っていたが、調べていくうちに最低限守られるべき部分もあるように思えたとのコメントもあつた。

講評者からは、単純に日本法や欧米法をものさしとしてアジア各国を評価するのではなく視点が相対化されている点が印象的であつた、とのコメントなどがあつた。



全体での質疑の様子

(4) その他

以上のほか、会場及び講評者からは、次のようなコメントがあつた（類似の発言は適宜まとめさせていただいた。また、逐一記載はしていないが、発表に対する多くの賛辞の声があつた。）。

- ・取り上げられたいくつかの問題（民族問題、土地開発問題など）は、開発途上国固有の問題ではなく、日本でも見られる、あるいは過去に見られたものであり、日本の社会科学研究の蓄積を活用するのもよい方法である。日本の歴史を知ることが重要。
- ・一部の提言が国の実情とかけ離れているように思える（農村の貧困の実態など）。本来豊かであった農村地域において貧困が発生するのはなぜかを考えてほしい。
- ・今回の研究成果の引き継ぎ方を考えるべき。引き継ぎに当たっては、今回調べきれなかった欠点部分、当初の構想と現実解とのズレ、スケジュール感なども伝えてほしい。

- ・ 図らずも複数のグループで同じようなテーマを取り上げており、グローバルな視野をもって、これらの問題を他人事ではなく自分たちの問題として意識していることがうかがわれた。
- ・ 提言に当たっては、制度が機能する前提を考えるべき。前提を考えることで別の課題も見えてくる。また、制度のネガティブな側面も考えるべき。
- ・ 監督審の問題等については、アジアだけでなく、ロシアや東欧各国において体制移行時にどのような対応がなされたかなど、全体的に研究するとより面白いと思う。

第3 終わりに

どの学生グループも、様々な制約の中で大変精力的に研究を進めており、また、法制度だけでなく、歴史、政治機構、社会経済状況等を含め多角的に分析を行っていた。複数のアジアの国やテーマを取り上げて発表・討論する中で、ある程度共通して見られる問題点も浮かび上がったように思う。このような困難な課題に関心を持ち、果敢にチャレンジした学生の皆さんに心より敬意を表するとともに、今後とも多くの学生の積極的な参加を期待したい。

連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2013」学生シンポジウム

プログラム

2013年11月16日(土) 12:00~18:30 (於・早稲田大学小野記念講堂)

■ **開場** 11:30

■ **開会式** 12:00

開会挨拶 棚澤 能生 (早稲田大学比較法研究所長/同大学院法学研究科教授)

趣旨説明 中村 真咲 (名古屋大学大学院法学研究科特任准教授)

■ **第1部 学生発表** 12:15~16:15 (1グループ 発表20分)

1. ミャンマー『ミャンマーの少数民族における国民としての法的地位』

- 田中 美咲 (中央大学)
- 西村 崇人 (一橋大学)
- 布留谷 望 (慶應義塾大学)

2. カンボジア『児童買春』

- 宮川 貴穂 (慶應義塾大学)
- 揖斐 哉子 (慶應義塾大学)
- 赤城 拓人 (慶應義塾大学)

3. ベトナム『民事訴訟法の監督審制度』

- 丸山 大貴 (慶應義塾大学)
- 首藤みさき (慶應義塾大学)
- 矢野 貴史 (中央大学)

4. ベトナム『人身売買について (結婚問題など)』

- 辻口 宗平 (名古屋大学)
- 須賀原 匠 (名古屋大学)
- 安井佑太郎 (名古屋大学)

質疑応答 (30分)・休憩 (15分)

5. 中国『中国における開発政策—土地問題を中心に』

- 山田あすか (慶應義塾大学)
- 木曾美由紀 (慶應義塾大学)
- 高橋 理沙 (慶應義塾大学)

6. 中国『民族差別問題』
 - 鈴木章太郎（慶應義塾大学）
 - 松下 研仁（慶應義塾大学）

7. ネパール『ネパール憲法の制定から考える法整備支援』
 - 益田 浩志（名古屋大学）
 - 平井 智也（名古屋大学）
 - 池田 涼香（名古屋大学）

質疑応答（30分）・休憩（15分）

■ **第2部 全体討論** 16：15

■ **第3部 講評** 17：45

講評者

- 糊澤 能生（早稲田大学比較法研究所長／同大学院法学研究科教授）
- 松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
- 佐藤 直史（JICA 国際協力専門員／弁護士）
- 市橋 克哉（名古屋大学副総長／法政国際教育協力研究センター長／大学院法学研究科教授）
- 大河内美紀（名古屋大学法政国際教育協力研究センター副センター長／同センター教授）
- 中村 真咲（名古屋大学大学院法学研究科特任准教授）
- 辻 保彦（法務省法務総合研究所国際協力部教官）
- 川西 一（法務省法務総合研究所国際協力部教官）
- 渡部 吉俊（法務省法務総合研究所国際協力部教官）

■ **閉会式** 18：15

閉会挨拶 北野 貴晶（公益財団法人国際民事法センター事務局長）

カンボジア児童買春への 法的アプローチの可能性 ～わたしたちにできること～

発表者：

慶應義塾大学3年

揖斐哉子・赤城拓人・宮川貴穂

発表の流れ

I 導入

1テーマ選択の理由 2児童買春について

II 現状分析

1ポル・ポト政権時代とその影響 2貧困 3慣習 4教育格差
5司法制度/法整備支援状況 6児童買春に関する法律
7国外犯の取り締まり 8汚職と警察

IIIカンボジアの児童買春の特徴・原因

—現状分析から抽出された課題の図式化

IV児童買春の改善策

私たちにできること

I 1:テーマ選択の理由



・タイの人身売買
と児童買春

・日本は加害国

・経済発展の陰で
貧富の差が拡大。
・法整備支援が進んで
いるが、児童買春解決
に至っていない原因とは。

出典: 日本unicef協会ホームページ

I 2:児童買春とは

- ・ 人身売買の一種、子どもの商業的性的搾取 (CSEC)とも呼ばれる。
- ・ 子どもの商業的性的搾取とは・・・
子どもや第三者に対する金銭や現物などの提供を伴う、大人による性的虐待を含む少年少女の基本的権利の侵害
- ・ 最悪の形態の児童労働

Ⅱ 1: ポル・ポト政権時代と その影響

- 1975－79年にかけて政権を握る。
- 急進的な共産主義政策→旧体制を否定。
 - …知識人の虐殺、価値観や文化の否定、
法律/法制度の破壊。

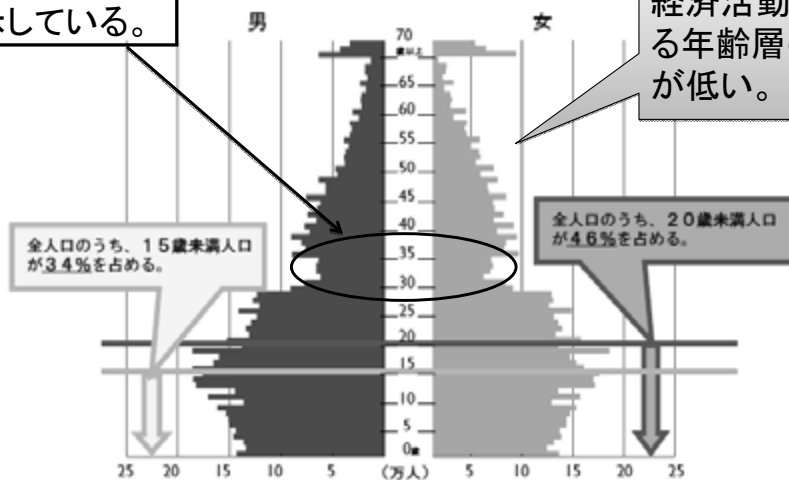
→教育水準が低い。

法曹人口が少なく、法執行力も弱い。

2008年年齢別人口構成

ポルポト政権時代の出生率の低さを示している。

年齢別人口構成（人口ピラミッド）



経済活動を支える年齢層の割合が低い。

全人口のうち、15歳未満人口が3.4%を占める。

全人口のうち、20歳未満人口が4.6%を占める。

出典：カンボジア人口センサス（2008年）

性比の推移

表 1. カンボジアにおける性比の推移—全国 (1962-2008 年)

調査名	性比
1962年 人口センサス	99.9
1980年 一般人口統計調査	86.1
1993-94年 社会経済調査	91.4
1996年 人口統計調査	91.7
1998年 人口センサス	93.0
2004年 センサス中間年人口調査	93.5
2008年 人口センサス	94.2

※通常は100
現在は回復傾向にあり。

出典:カンボジア人口センサス(2008)

買春産業の変遷

- ポル・ポト政権時代: 売買春は禁止されていたとされている。
※兵士によるレイプは横行
- 1990年代、UNTAC(国連カンボジア暫定統治機構)による統治開始
→兵士の娯楽の一環として、
買春産業が盛んに。

Ⅱ 2: 貧困

- 表: カンボジアにおける絶対貧困ライン以下の貧困層(%)

地域	1993	1997	1999	2004	2007
ブノンペン	11.4	11.1	9.7	4.60	0.83
農村部	43.1	40.1	40.1	39.1	34.7
全土	39.0	36.1	36.9	34.7	30.1

出所: World Bank

- 一人当たりの消費によるジニ係数

地域	2004	2007
ブノンペン	0.369	0.340
農村部	0.342	0.360
全土	0.396	0.431

出所: World bank

- カンボジア全土において、貧困率は低下してきているが、経済格差が広がってきている。

経済

- GDPの成長
(ADB「アジア経済見通し」(2013)より)
 - 2012年: 7.2%上昇
 - 2013年: 7.2%上昇(見込)
 - 2014年: 7.5%上昇(見込)
- 観光業の発展
観光客: 2012年 前年比24.4%増の360万人

II 3: 女性規範 (chbab srey)

- ・親孝行する義務
→親の借金の肩代わり
- ・夫に対して絶対服従

男性: 女性経験があればあるほど高評価
女性: 結婚するまで処女であることが要求される。
→男性側に対し、性産業での性的交渉を容認する傾向がある。

ច្បាប់ក្មេងកាល

បទព្រហ្មទណ្ឌ

ក្មេងកាលពីរប្រាំបីឆ្នាំ	សាងសុចរិតឡើងទុកដោយ	
សេដ្ឋីភ្នំប្រដៅ	បុត្រសង្ស័យទុកក្រោយហោង	។
កូនអើយក្មេងម្នាក់	ចូររក្សាគំនិតគ្រប់	
ថែទាំចាំរូសរង	ប្រុងប្រយ័ត្នប្រយោជន៍យូរ	។
ធម្មតាអ្នកជាជំនាញ	កាលគេអាចឱ្យគិតគូរ	
គិតខ្លួនដេកចុះ	ដល់ថ្ងៃពេញពន្លឺ	។
កាត់តែងខ្ញុំតំដៃ	ចេញទៅដើរស្រែក្តី	
ចិញ្ចឹមគោក្របី	រកទ្រព្យវិញបោះប្រកលយូង	។
2. ធ្វើស្រែចិនប្រាំបី	ខ្ញុំប្រុសស្រីចេញជួញដីដំ	
មើលផ្ទះស្រែរបង	រាំងចំណារគួររក្សា	។
ឱ្យមាតិក្តីប្រាំបួន	ធ្វើស្រែកុំចោលចំការ	
ដឹងដៃកាប់ធម្មតា	ទុកឱ្យដាំកុំឱ្យបាត់	។
ដេកយប់ឱ្យរាំងពន្លឺ	គ្រូស្រុកស្រាលបៀបប្រយ័ត្ន	
ចង់ទុកកុំឱ្យសាត់	ផ្ទះបាក់បែកតាមទ្រព្យ	។
សាលាទ្រព្យធ្វើៗ	ប្រុងស្មារតីទុកឱ្យឆ្លាត	
ឧស្សាហកម្មវិស័យ	យកចេញបាយមាតិកា	។

II 4: 教育における男女格差

- 2008年度GDI(ジェンダー開発指数)

{ 日本: 8位
カンボジア: 131位/177カ国中

- 15-24歳男性の識字率: 2009年88.4%
- 女性の識字率: 2009年85.9%

GDIとは...

狭義の人間開発指数に男女間の不平等を反映させたものであり、1男女の出生時平均余命、2男女の成人識字率、3男女のGER(総就学率)、4男女の推定勤労所得から計算される。

女子の純就学率/初等教育修了率

Cambodia									
Series	1997	1998	1999	2000	2003	2006	2007	2008	2010
2.1 Net enrolment ratio in primary education									
Girls	75.0	78.5	81.4	86.0	94.5	94.5	94.7	94.0	95.4

Last updated: 01 7 2013

Cambodia															
Series	1995	1997	1998	1999	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
2.2 Proportion of pupils starting grade 1 who reach last grade of primary															
Primary completion rate, girls	30.4	11.8	25.7	35.3	46.0	54.3	61.0	72.7	84.7	89.4	90.7	86.0	84.0	86.9	89.7

Last updated: 01 7 2013

→女子の識字率、純就学率、初等教育の修了率が低いことがわかる。

※憲法上、義務教育は小中学校の9年間。

※中学校男女就学率は59%(2011年度)

出典：Millennium Development Indicators, Country Level Data: Goal2. Achieve universal primary education, <http://mdgs.un.org/unsd/mdg/Data.aspx>

地域間就学率格差

表2 地域間就学率格差

		初等教育 (%)		中等教育 (%)		高等教育 (%)	
		粗就学率	純就学率	粗就学率	純就学率	粗就学率	純就学率
都市部	全体	99.5	84.6	45.7	28.1	24.8	18.2
	女兒	94.1	81.0	35.6	24.3	18.1	14.3
農村部	全体	93.9	82.6	18.7	11.5	3.5	2.6
	女兒	87.6	77.8	12.0	8.2	1.9	1.6

出典：島崎裕子「カンボジア農村における構造的暴力と人身売買」

特に・・・

農村部の女子の就学率が低い。

II 5: 司法制度

- 法曹(裁判官・検察官・弁護士)
 - 1990年代初頭と比べ、増加してきている
 - ①法律の規定にない事項が問題になった場合
 - ②規定が曖昧な場合
 - どのように対応すべきかが各所で問題
- 司法制度が児童買春問題に対して適切に機能していない可能性

II 6: 人身売買及び 性的搾取の抑止に関する法律 (Law on Suppression of Human Trafficking and Sexual Exploitation)

- 第2条 国内でのこの法律の適用
この法律は、カンボジア王国内における犯罪に適用する。
- 第3条 国外へのこの法律の適用
この法律は、カンボジア王国外であってもクメール市民によって犯された重罪または軽罪に適用される。
この法律は、カンボジア王国外で外国人によって犯されても、犯罪時にクメール市民が犠牲者である場合にも、適用される。
- 第7条 未成年者の定義
この法律で未成年者とは、18歳未満の者をさす。
- 第28条 児童買春の斡旋
買春斡旋者は買春夫(婦)が未成年者の場合、7年ないし15年の禁固に処せられる。
- 第34条 児童買春
15歳以上の未成年者に対価を提供し、または対価を提供する約束をして性交または性的行為をおこなう者、仲介者、両親、その他の児童を管理下に置く者は2年ないし5年の禁固に処せられる。
15歳未満の者と上記の罪を犯す者は、7年ないし8年の禁固に処せられる。

出典:『グローバル化の中のアジアの児童労働』216-222頁

2013年度 刑事事件検挙数

5人：反人身売買・児童買春禁止法
39人：刑法及び他法律により有罪判決。

44
—
50

起訴件数

Ⅱ 7：国外犯の取締り

＜セックスワーカーへの調査＞

最初の客が外国人だった...55.1%

外国人客は観光客だった...79.0%

(2002年)

出典：甲斐田万智子
「カンボジアにおける子どもの性的搾取と人身売買—グローバル化する暴力と国際社会の役割」平和研究31巻(2006)116頁

＜世界の日本に対する評価＞

「人身売買の受け入れ大国」

「児童買春ツアーの需要の大きな源泉」

児童買春・児童ポルノ禁止法

(目的)

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)又は児童をその支配下に置いている者

(児童買春)

第四条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(国民の国外犯)

第十条 第四条から第六条まで、第七条第一項から第五項まで並びに第八条第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

国際捜査の難しさ

- ・捜査・処罰の主体はどちらの国か
- ・外国への証拠収集の協力の要請
- ・言語の違い
- ・法制度の違い

Ⅱ 8:汚職と警察

汚職とは...私的利益の獲得のために
公的権力を利用すること

↑ ↑ ↑ ↑ ↑

汚職の存在は「法の支配」による
社会統治を阻害する

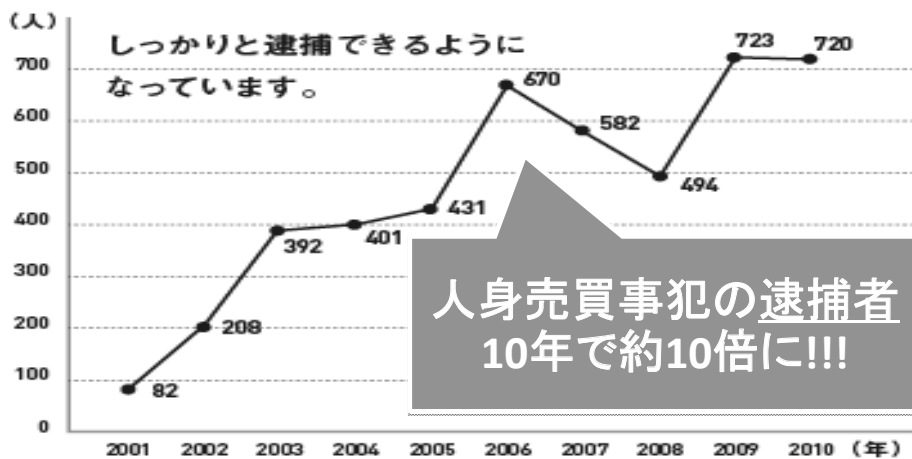
カンボジアの汚職の現状

Subfactors	Scores
2.1 Government officials in the executive branch do not use public office for private gain	0.39
2.2 Government officials in the judicial branch do not use public office for private gain	0.19
2.3 Government officials in the police and the military do not use public office for private gain	0.19
2.4 Government officials in the legislative branch do not use public office for private gain	0.47

出典: World Justice Project HP

児童買春とカンボジア警察

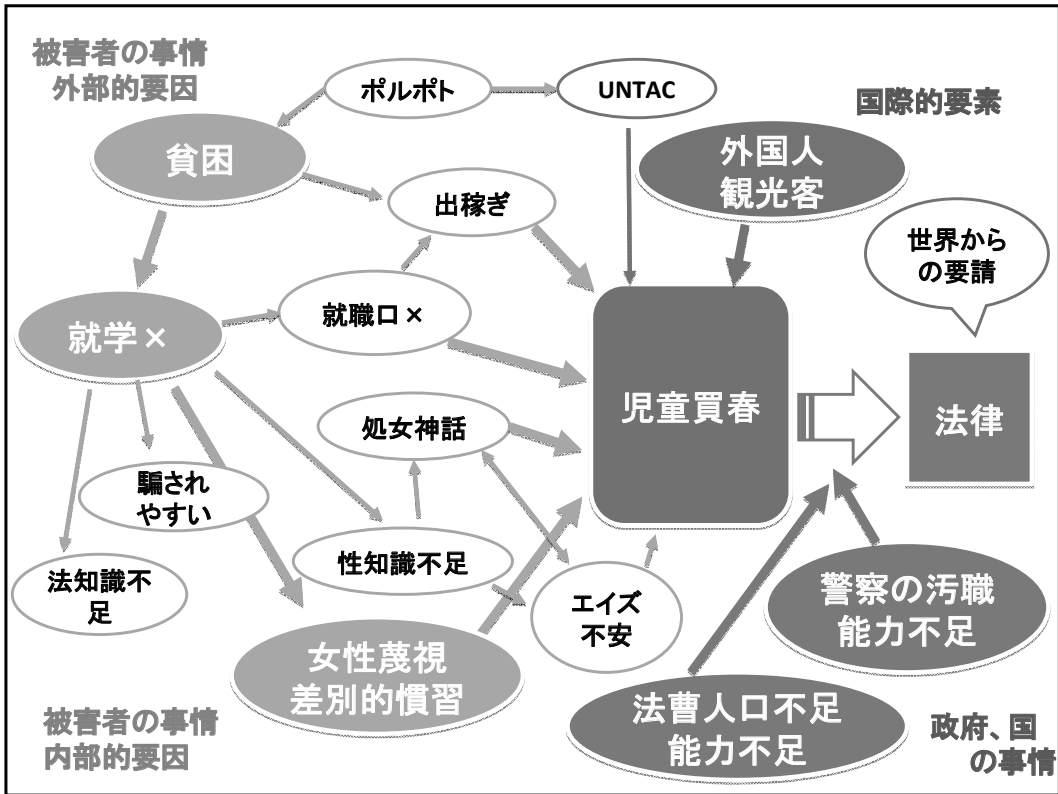
[性的犯罪、人身売買を行った加害者の逮捕数]



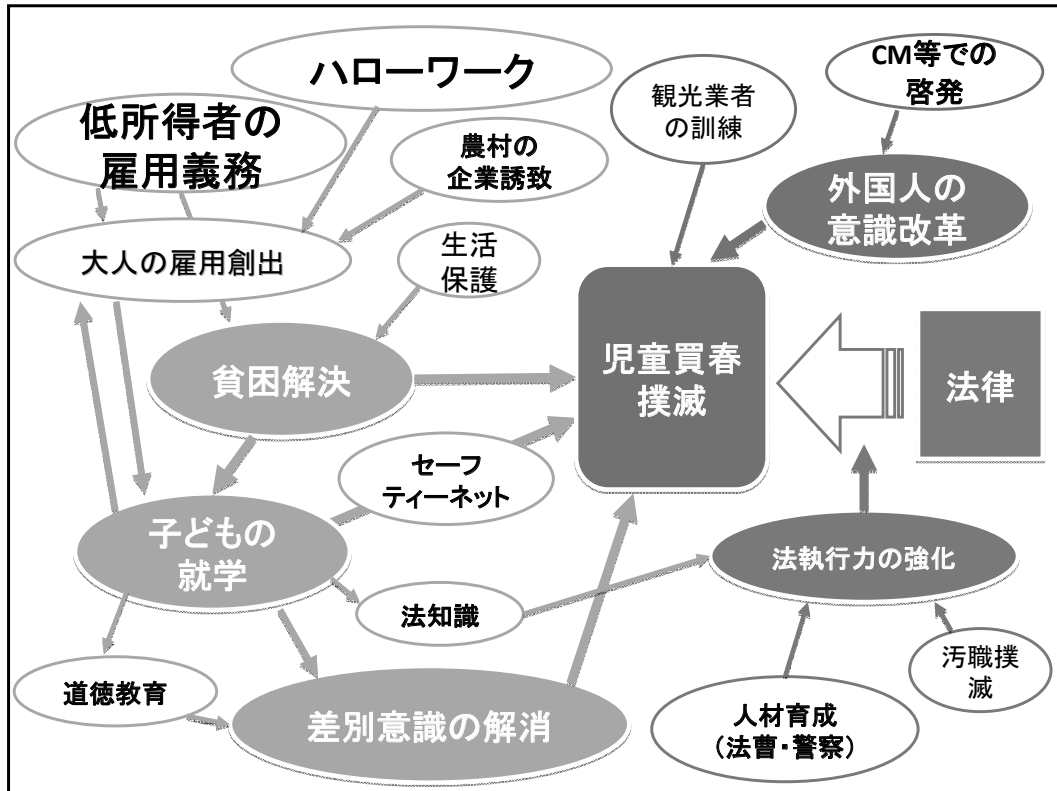
※出典 2010年 LEASEC (現LEAP) による調査レポートより抜粋

出典:かものはしプロジェクトHP

Ⅲカンボジアの児童買春の 原因・特徴



IV: 児童買春の改善策



IV2: 大人に仕事を 子どもに教育を

- ・最貧困層の雇用を企業に義務付け
→最貧困層の収入増
- ・ハローワーク
→安全・安心な職探し
適切な職業の斡旋

最貧困層の雇用義務

農業従事者(17,428/29,729人)の所得
15万リエル未満/月(およそ3790円 11/9)
出典: 国家統計局2001年

カンボジア最低賃金
80USD/月(およそ7920円 11/9)

最貧困層の雇用を企業に義務付ける
= 最貧困層の収入アップ

貧困解決にプラス
→ 子どもが働かされる・売られるリスク減

ハローワーク

- 農村の貧困層のために安全な職を提供する組織
- 問題点
(児童買春の被害に遭いやすい)母子家庭の場合
→ 母親が出稼ぎ → 児童買春のリスク
- もっとも、都市の経済発展の恩恵を受けられる者は増える
→ 児童買春の根本原因たる貧困、経済格差是正という点ではプラスに働く

ご清聴ありがとうございました。

Fin...



報告の流れ

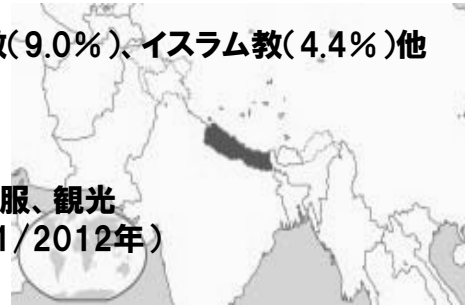
- 基本情報
- 歴史
- ネパールの特徴
- 市民権取得プロセス
- 問題点
- 支援の紹介
- 提言



基本情報



- 国名:ネパール連邦民主共和国
- 面積:14.7万km²
- 人口:2747万人(2012年)
- 首都:カトマンズ
- 民族:パルバテ・ヒンドゥー、マガル、タルー、タマン、ネワール
- 言語:ネパール語
- 宗教:ヒンドゥー教(81.3%)、仏教(9.0%)、イスラム教(4.4%)他
- 通貨:ルピー
- 識字率:65.9%(2011年)
- 元首:ラム・バラン・ヤダブ大統領
- 主要産業:農業、カーベット、既製服、観光
- 1人当たりGDP:約735ドル(2011/2012年)



歴史

- 1789 ゴルカ王朝による支配の開始。ネパール(現国土)支配。
- 1814 英国ネパール戦争後、ラナが宰相として実権を掌握。
- 1954 王政復古。立憲君主制へ、政党による内閣の成立。
- 1961 国王親政。政党結社の禁止。
- 1990 民主化運動。1990年憲法公布。
- 1991 総選挙の施行。
- 1996 マオイストによる人民戦争の開始。
- 2002 ギャネンドラ国王のクーデタ。直接統治体制。
- 2006 第二の民主化運動(四月革命)。国王の直接統治に反対。
→政府と反政府勢力(マオイスト)との間で包括的和平合意が締結。
- 2007 2007年暫定憲法成立、暫定政権樹立。
- 2008 第一回制憲議会選挙。第一党:マオイスト、王制の廃止、連邦共和制へ。
- (2013.11.19) 第二回制憲議会選挙。



ネパールの特徴

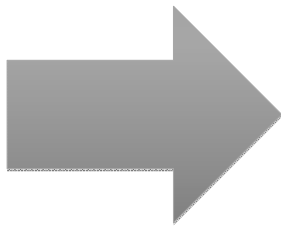
①ヒンドゥー教に由来する制度・文化

- ・ 国民の8割がヒンドゥー教徒。(18Cにゴルカ王朝のもとで国教化)
- ・ ヒンドゥー教の聖典「リグ・ヴェーダ」に基づく様々な文化。
 - ・ カースト制度:身分制度。ex. 異カースト間での通婚や飲食物の接触は厳禁。
 - ・ 男尊女卑:ex.月経期の女性の隔離。



②山・高地・盆地×多様な民族

- ・ 都市と農村の貧富の差。
- ・ 農村部から都市への出稼ぎ労働者の増加。異民族間の混血がすすみ正確な民族分布の把握が困難。
- ・ 103のアイデンティティーグループがある。
- ・ 最も多いグループでも全体の2割未満。
→ネパール国家の特徴:少数民族の集まり。
- ・ 三方をインドに囲まれている。インドからの移民の流入。特にタライ地域(マデシ)。



低カースト、女性、少数民族、マデシといった人々

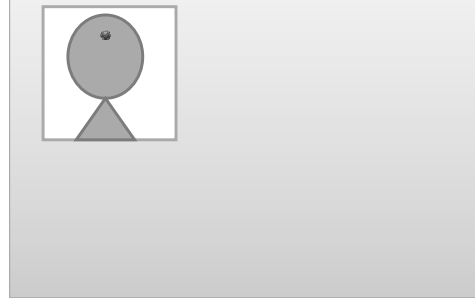
- ・ 貧困、低教育、権利侵害が問題となっている。
- ・ 権利侵害の一つとして…

「市民権」取得問題



市民権

- **市民権とは？**
 - 国籍とほぼ同義
 - **市民権証明書の保持により受けられるサービスや可能になること**
 - 免許取得
 - 銀行口座開設
 - 一部の高等教育
 - パスポート取得
 - 有権者登録
 - 法的な処理
 - 政府機関へのアクセス
 - 公職への就職
 - 土地相続 等々
- その他多くの公的サービスを受けるために市民権が必要



未取得者とその数

- **近年の諸機関の推測**
 - UNHCR: 80万人
 - Human Right Watch: 80万人
 - 谷川昌幸: 240万
 - Carter: 210万人

⇒100万前後～200万前後の人々が未取得？

- **未取得の対象**
 - 女性・マデシ・ダリット・山岳部の人々

市民権法上の規定

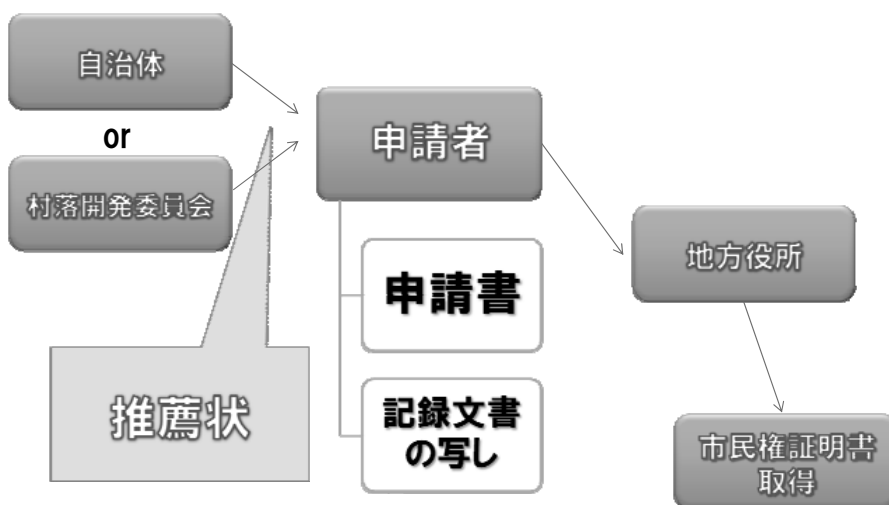
市民権取得方法(市民権法2006)

→16歳になると取得可

- (1) 血統による市民権の取得(第三条)
- (2) 出生による市民権の取得(第四条)
- (3) 帰化による市民権の取得(第五条)
- (4) 名誉市民権の取得(第六条)

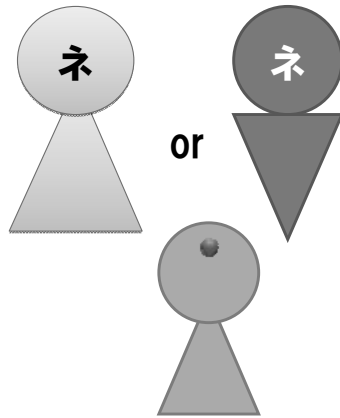


法律上の簡単な流れ



血統による市民権の取得

出生時にその父又は母がネパール市民である者



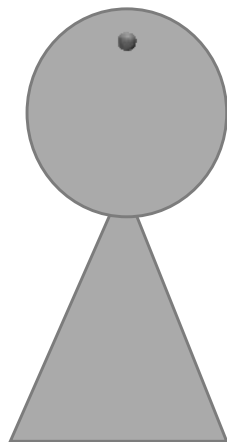
提出書類

両親又は自身から三世代以内の血族のネパール市民権証明書(外国人と結婚したネパール女性市民には適用されない)

村落開発又は自治体から交付される、出生地と血族関係を証明する推薦状

出生による市民権の取得

西暦1990年4月13日より前にネパール国内で生まれ、永住している者

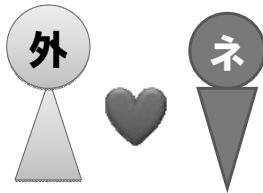


提出書類

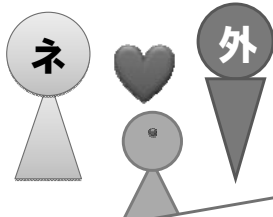
自治体又は村落開発委員会によって交付され、その出自とネパールでの永住を証明する推薦状

自己又は家族の名義において土地所有権利所在証明書を示す証拠、又は土地所有権証明書、又は住宅の証明、又は選挙委員会が作成する投票者名簿における自己の名前又は父又は母の名前の名簿

帰化による市民権の取得



(1) ネパール市民と婚姻関係にある外国国籍の女性



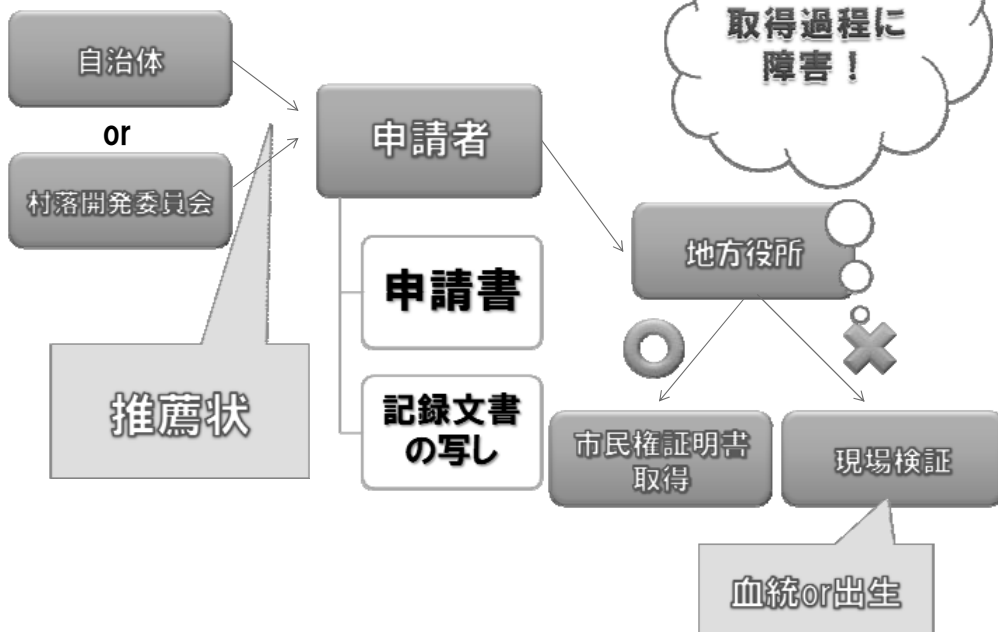
(2) 外国国籍の市民と婚姻関係にあるネパール人女性からネパールで生まれ、かつネパールに永住している子供(ただし、その父の市民権に基づいて外国国籍を取得していない場合に限る)

提出書類(2)の場合のみ
その母の市民権証明書の写し

自治体又は村落開発委員会によって交付され、その出自とネパールでの永住を証明する推薦状

その父の市民権に基づく外国市民権の未取得を証明する証拠

法律上の手続



具体的な障害

- 市民権登録についての情報を知らない。
- その重要性・登録手続きがわからない。
- 手続きが分かっていても、それにかかる費用が支払えない。
- 行政官に一定の裁量(8条4項)
- 村落開発委員会などの関係機関が手続の手助けをしてくれない



重要な問題



- 法律上の規定と運営のギャップ
→血統における登録
法律上:「両親どちらかの市民権証明書」(市民権法8条1項a号)
実務:「父親の市民権証明書」
→地域・オフィスによって実務運営が異なる
⇒父親の市民権登録書を確保できれば良いが…



海外からの支援・取組

- UNDPのLRP (livelihood Recovery for Peace)
 - カーターセンター
 - FWLD (For Women law Development)
 - UNHCR
- 行政能力の向上や人々の意識向上へのアプローチ

⇒法的な側面からは
 どのような支援が可能か？



問題の検討

- 法律と実務のギャップ
- : 実務慣行上の問題はカーストの伝統と結びつくことで形成
 - 実務とカースト的伝統を切り離す必要性
 - ⇒ 法律規定に従った実務運営

提言①: 異議申立て機関と手続きの設立

- 行政内部における「異議申立て手続き」
- : 登録・発行手続きに係る異議申立てを処理
- 法令と異なる手続きの統制
 - ⇒ ① 地域・オフィスによって異なる手続きの統一化
 - ② 窓口における障害からの救済

裁判手続ではコストもかかるので！

提言②：任用制度の改善

- **試験任用制の現行制度（登録発行業務の）**
: 識字能力・教育機会の段階で女性・少数民族は実質的に排除される
→ 父権・男権的な窓口の対応・公平性からの問題
- **社会的なマイノリティに対するポスト確保の必要性**
⇒ 窓口対応における公平性

